

別 表

職 業 部 門 及 び 職 種

職業部門	職 種	
	職 種 区 分	職 種 名
I 金属材料製造の関係	1 金属材料製造の職業	①製鉄工、製鋼工、②非鉄金属製錬工、③鋳物製造工、④鍛造工、⑤金属熱処理工、⑥圧延工、⑦伸線工、⑧金属材料検査工、⑨その他の金属材料製造の職業
II 金属加工、その他の金属加工等、金属溶接・溶断・めっき、一般機械器具組立・修理及び計器・光学機械器具組立・修理関係	1 金属加工の職業	①汎用金属工作機械工、②板金工、③金属研磨工
	2 その他の金属加工等の職業	① 金属プレス工、②鉄工、製缶工③くぎ・ばね・金属線製造工、④金属研磨工、⑤金属彫刻工、⑥金属製品製造工、⑦金属加工・溶接検査工、⑧その他の金属加工の職業
	3 金属溶接・溶断・めっきの職業	①金属溶接・溶断工、②めっき工
	4 一般機械器具組立・修理の職業	①一般機械器具組立工、②一般機械器具修理・検査工
	5 計器・光学機械器具組立・修理の職業	① 時計組立工・修理工、②計量計測機器組立工・修理工、③光学機械器具組立工・修理工、④レンズ研磨工・加工工、⑤他に分類されない光学機械器具組立工
III 電気機械器具組立・修理及び電気作業者関係	1 電気機械器具組立・修理の職業	①電気機械組立工、②民生用電子・電気機械器具組立工、③電気通信機械器具組立工、④電子応用機械器具組立工、⑤半導体製品製造工、⑥電球・電子管組立工、⑦電子機器部品組立工、⑧束線工、⑨被覆電線製造工、⑩乾電池・蓄電池製造工、⑪電気機械器具検査工、⑫電気機械器具修理工、⑬その他の機械組立の職業
	2 電気作業者の職業	①発電員、変電員、②送電線架線・敷設作業員、③配電線架線・敷設作業員、④通信線架線・敷設作業員、⑤電気通信設備作業員、⑥電気工事作業員
IV 輸送用機械器具組立・修理関係	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	①自動車組立工、②自動車整備・修理・板金工、③輸送用機械器具組立工（自動車を除く）④輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、⑤輸送用機械器具修理工（自動車を除く）、⑥その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業
V 染色・紡糸等繊維製造及び衣服関係	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	①紡織工、②繊維製品製造工、③その他の繊維製品製造・検査の職業
	2 衣服の職業	①衣服製造工

職業部門	職 種	
	職種区分	職 種 名
VI 建設、土木・舗装・鉄道線路工事、採鉱・砕石及びその他の採掘、その他の建設、建設機械運転及び農業関係	1 建設の職業	①大工、②型枠大工、③鉄筋工、④とび工
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	①土木作業員、②鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	①採鉱員、②石切出作業員、③じやり・砂・粘土採取作業員、④ダム・トンネル掘削作業員、⑤さく井・ボーリング機械運転工、⑥その他の採掘の職業
	4 その他の建設の職業	①ブロック積工、タイル張工、②屋根ふき工、③左官、④配管工、⑤防水工、⑥建築塗装工、⑦建築板金工、⑧その他の建設の職業
	5 建設機械運転の職業	①建設機械運転工
	6 農業の職業	①植木職、造園師
VII 窯業製品製造、化学製品製造、ゴム・プラスチック製品製造及び土石製品製造関係	1 窯業製品製造の職業	①窯業製品製造工、②窯業製品検査工、③その他の窯業・土石製品製造の職業
	2 化学製品製造の職業	①化学製品製造工、②化学製品検査工、③その他の化学製品製造の職業
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	①ゴム製品製造工、②他に分類されないゴム製品製造工、③プラスチック製品製造工、④他に分類されないプラスチック製品製造工、⑤ゴム・プラスチック製品検査工
	4 土石製品製造の職業	①土石製品製造工
VIII その他の関係	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	①木製品製造工、②木・竹・草・つる製品検査工、③その他の木・竹・草・つる製品製造の職種
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	①パルプ・紙・紙製品製造工、②パルプ・紙・紙製品検査工、③その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業
	3 印刷・製本の職業	①印刷・製本作業員、②その他の印刷・製本の職業
	4 革・革製品製造の職業	①革・革製品製造工、②その他の革・革製品製造の職業

職業部門	職 種	
	職 種 区 分	職 種 名
Ⅷ その他の関係	5 食料品製造の職業	①めん類製造工、②パン・菓子製造、③豆腐・こんにゃく・ふ製 造工、④かん詰・びん詰・レトルト食品製造工、⑤乳・乳製品製 造工、⑥水産物加工工、⑦食肉加工品製造工、⑧野菜つけ物工、 ⑨保存食品・冷凍加工食品製造工、⑩弁当・総菜類製造工
	6 食品原料製造の職業	①精穀工、②製粉工、③味そ・しょう油製造工、 ④他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工
	7 飲料・たばこ製造の職業	①飲料・たばこ製造工、②その他の飲料・たばこ製造の職業
	8 生活衛生のサービス	①理容師、②美容師、③美容サービス職
	9 飲食物調理及び接客サービスの職業	①調理人、②バーテンダー、③飲食物給仕係
	10 その他の技能工、生産工程の職業(1)	①内張工、②塗装工、③畳工、④内装工、⑤他に分類されない技 能工、生産工程の職業
	11 その他の技能工、生産工程の職業(2)	①画工、広告美術工、②映写技士、③製図工、写図工、 ④製品包装作業員、⑤その他の生産関連・生産類似の職業
	12 装身具等身の回り品製造の職業	①その他の製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、 金属溶接・溶断を除く)、②その他の装身具等身の回り品製造の 職業
	13 定置機関・機械運転の職業	①ボイラーオペレーター、②クレーン・巻上機運転工、③ポンプ・ 送風機・圧縮機運転工、④その他の定置機関・機械運転の職業
	14 開発技術者	①開発技術者
	15 情報処理技術・通信技術の職業	①システム設計技術者、②ソフトウェア開発技術者、③システム 運用管理者、④通信ネットワーク技術者
	16 その他の生活、衛生サービスの職業	①クリーニング工、②洗張職、③その他の清掃の職業
	17 その他	I～Ⅶ及びⅧの1～16に属さない技能的職種 (アニメーター、ウェブデザイナー、グラフィックデザイナー、 工業デザイナー 等)

備考

- 1 本表の職種欄に掲げる職種は、「厚生労働省編職業分類」の小分類による職種である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2種類以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。